

保護者会について

- 第1条 本会は、川崎青葉幼稚園保護者会と称します。
- 第2条 本会は、事務所を川崎市麻生区上麻生4丁目2番2号 川崎青葉幼稚園内におきます。
- 第3条 本会は、在園児の保護者（以下、会員といいます。）をもって組織します。
- 第4条 本会の会員は、公益法人川崎市幼稚園協会の会員となります。
- 第5条 本会は、園児の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力します。
- 第6条 本会は、幼稚園教育に対する正しい理解をもって、建設的な協力活動をします。
- 第7条 本会は、幼稚園の人事、その他管理運営には干渉しません。
- 第8条 本会は、特定の政党・宗教に偏ることなく、営利を目的とする行為は行いません。
- 第9条 本会の目的は、会員相互の親睦をはかり、また園児の環境を整えてその福祉の増進をはかることにあります。
- 第10条 本会は、第9条の目的達成の為の事業を行います。

保護者会役員について

- 第11条 本会の役員は次の通りとします。役員は、会計監査を兼ねることはできません。
- | | |
|------------------|--------|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 企画係 | 2名 |
| (3) 事務係(会計および書記) | 2名 |
| (4) 参与(園長・教職員) | |
| (5) 青葉祭係 | 15名程度 |
| (6) 卒業準備係 | 10名程度 |
| (7) クラス係 | 各クラス2名 |
- 第12条 役員は、保護者会からの募集への応募結果をふまえ、選出します。
- 第13条 役員は、任期は1ヶ年とし、重任をさまたげません。ただし、役員が妊娠或いは任務の継続が不可能な体調不良など身体に変化が生じた場合は、速やかに代表に申し出、任務を辞退しなければなりません。役員に欠員が生じた場合、必要に応じて後任役員を補充し、その任期は前任者の残任期間とします。
- 第14条 各役員は、次の通りとします。
- (1) 代表は、本会を代表し、会員の総意に基づいてこの会の目的の実現に努めます。また、代表は会務を総理し、総会・役員を招集します。
 - (2) 企画係は、代表を補佐し、代表に事故のあるときはその任務を代行します。また、青葉祭係と卒業準備係をまとめ、代表委員会での決定事項を青葉祭係と卒業準備係に共有します。
 - (3) 事務係は、代表を補佐し、代表に事故のあるときはその任務を代行します。この会の会計一切を正確に記録し、会計監査を受けた決済報告を定期総会において行います。また、この会の各種会議の資料準備、議事録の作成を行い、記録を整理保管し、その他の事務処理をします。
 - (4) 参与は、総会・役員会で意見を述べる事が出来ます。
 - (5) 青葉祭係は相互に協力し青葉祭の企画運営を行います。
 - (6) 卒業準備係は相互に協力し卒業準備係の企画運営を行います。
 - (7) クラス係は、クラス会員全員との連絡を保ち、会員相互の親睦をはかります。

代表委員会について

- 第15条 本会の最高議決機関は総会であり、執行機関として代表委員会をおきます。
- 第16条 代表委員会は、代表・企画係・事務係・参与をもって構成し、その任務・権限を次の通りとします。
- (1) 各係より提出された諸計画の総合整理
 - (2) 年間収支・予算案の作成
 - (3) 総会の議案作成及び運営
 - (4) 細則等の制定及び改廃
 - (5) 臨時総会の開催要請（必要に応じて）
 - (6) その他必要事項の企画・運営
- 第17条 総会及び青葉祭係、卒業準備係、クラス係により付託された内容について協議し、会計や各係との連絡調整を円滑にするために、必要に応じて代表が召集します。
- 第18条 役員会は、役員の数分の1以上の出席によって開かれ、議事は出席者の過半数によって決定します。

総会について

- 第19条 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成し、代表が召集します。
- 第20条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、臨時総会は必要に応じて開催します。定期総会は年1回5月に開催します。臨時総会は代表委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があった場合に開催します。
- 第21条 総会の任務、権限を次の通りとします。
事業計画・予算の審議決定・役員を選出承認・規約及び細則の制定改廃・その他重要事項の審議・承認
- 第22条 総会は全会員の過半数の出席で成立し、議決は多数決制とします。また会員は委任状をもって出席に代えることが出来ます。
- 第23条 大規模な災害や感染症予防対策などにより、会員を集めての総会を開催することができない場合、総会はオンラインでのアンケート形式の議決も可能とします。その際、会員からの意見を広く拾うことができるよう配慮します。

会計について

- 第24条 本会の会計は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
- 第25条 この会の活動に必要な経費は、会費及びその他の収入によってまかさないです。
- 第26条 この会の会計は、総会によって決められた予算によって執行され、決算は会計監査を受け、会員に報告し承認を受けなければなりません。
- 第27条 本会の会員は、会費を納めます。
- 第28条 本会の会費は園児一人につき月額450円とし、予期せぬ災害や感染症対策などのために予定していたイベントが中止になるなど会費の徴収が不要になった場合、一時的に会費の徴収を停止することがあります。
- 第29条 保護者会会費と別に、年長園児は一人につき月額400円の卒業準備積立金を納めます。

会計監査について

- 第30条 本会は、会計監査をおき、会計を監査します。
- 第31条 会計監査委員の任期は1年とし、再任は認めません。
- 第32条 会計監査委員は2名とし、委員の選出については細則で定めます。

規約改正について

- 第33条 規約は、総会において全会員の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができます。改正案については、総会の 5 日前までに、全会員に知らせなければなりません。
- 附則 1. 本規約は、総会の決定と同時に発行し、必要に応じて細則を定めます。
- 附則 2. この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限り役員会において制定し、次の総会に報告します。
- 附則 3. 本改定規約は、令和 5 年 12 月 18 日より施行。